

国立大学法人東京農工大学不動産管理規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第5条)</p> <p>第2章 取得、保存及び供用(第6条―第11条)</p> <p>第3章 処分(第12条―第14条)</p> <p>第4章 貸付及び借用(第15条―第18条)</p> <p>第5章 雑則(第19条―第24条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第4章 貸付及び借用 (借用)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 財産管理役は、前項の規定により不動産の借用を受けるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした書類を作成し、学長の承認を得なければならない。ただし、借用期間が1ヶ月未満のものについては、当該書類の作成及び学長の承認を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第5条)</p> <p>第2章 取得、保存及び供用(第6条―第11条)</p> <p>第3章 処分(第12条―第14条)</p> <p>第4章 貸付及び借用(第15条―第18条)</p> <p>第5章 雑則(第19条―第24条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第4章 貸付及び借用 (借用)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 財産管理役は、前項の規定により不動産の借用を受けるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした書類を作成し、学長の承認を得なければならない。ただし、借用期間が1ヶ月(外国人学生が使用する宿舎においては1年)未満のものについては、当該書類の作成及び学長の承認を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	

附 則 (規程第62号)

この規程は、平成27年9月7日から施行する。